



2023年9月21日

各 位

会社名 株式会社カラダノート
代表者名 代表取締役社長 佐藤 竜也
(コード番号：4014 東証グロース)
問合せ先 コーポレート本部長 長岡 秀周
(TEL 03-4431-3770)

資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年10月26日開催予定の当社第15回定時株主総会に資本金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、第15期(2022年8月1日から2023年7月31日まで)の事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額137,987,599円を計上するに至っております。つきましては、当該欠損を填補し、今後の当社における資本政策の柔軟性・機動性の確保とともに税負担の軽減を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はございません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額309,191,900円のうち259,191,900円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えし、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金の額 259,191,900 円のうち 137,987,599 円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより利益剰余金の額は 0 円になります。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 2023 年 9 月 21 日 (木)
- (2) 資本金の額の減少公告日 2023 年 9 月 28 日 (木) (予定)
- (3) 債権者異議申述最終期日 2023 年 10 月 28 日 (土) (予定)
- (4) 株主総会決議日 2023 年 10 月 26 日 (木) (予定)
- (5) 効力発生日 2023 年 10 月 30 日 (月) (予定)

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本件は、2023 年 10 月 26 日開催予定の第 15 回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上